

社会福祉法人同仁学院

役員等の費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人同仁学院（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(支給)

第3条 役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）へ出席した時は、別表1により報酬等を支給する。

2 前項の規定に関わらず、役員等が公務のため出張する時は、交通費及び宿泊費を別表2により別途支給する。

3 役員等がその業務に際して出席者負担金（参加費）、資料代等を必要とするときは、別表2によりその実費を別途支給することができる。

(職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、この規程は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等については、その都度、現金で支給又は支払うものとする。

2 報酬等の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申し出のあった額を控除して支給することができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成20年6月1日より適用する。

この規程は平成22年10月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規程は平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

役職名	日 額		費用弁償
理事・監事	5,000 円／3 時間以内	10,000 円／3 時間以上	実 費
評 議 員	5,000 円／3 時間以内	10,000 円／3 時間以上	実 費
評議員選任・解任委員	5,000 円／3 時間以内	10,000 円／3 時間以上	実 費
第三者委員	5,000 円／3 時間以内	10,000 円／3 時間以上	実 費

別表 2

事 項	費用弁償額
交 通 費	実 費
宿 泊 費 (1 泊につき)	15,000 円以内
そ の 他	実 費